

須賀川市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第13条第3項の規定に基づき、郵便又はこれに相当するものによる入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 郵便入札の対象は、競争入札に付する建設工事、業務委託、物品の購入等のうち、須賀川市入札参加資格等審査会設置要綱（平成21年4月1日施行）第1条に規定する須賀川市入札参加資格等審査会の審議を経て、決定するものとする。

(入札の公告)

第3条 契約権者は、規則第6条第2項に規定する公告及び規則第17条第2項に規定する通知（以下「公告等」という。）において、次の各号に掲げる事項も併せて公告等をするものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到達期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 規則第13条第1項に規定する入札執行の日時及び場所に代えて行う、開札の日時及び場所
- (6) 入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (7) その他必要と認める事項

(再度の入札)

第4条 第1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、再度の入札を1回限り行うものとする。この場合において、再度の入札を行う旨及び第1回目の最低入札価格を直ちに入札参加者に伝えるものとする。

- 2 再度の入札に参加することができる者は、第1回目の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては、最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。
- 3 再度の入札は、入札を執行する課（庁）が指定する場所で行うものとする。

(入札書等の郵送方法)

第5条 郵便入札の入札参加者は、入札参加申請書、入札書（入札金額の積算内訳書が必要な場合は積算内訳書を含む。）その他公告等において指定する書類を、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして総務省令で定めるものの方法により入札書の到達期限までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する者は、次項及び第3項に掲げる封筒により、到達期限までに持参して提出することができる。

2 前項の規定による郵送には、二重封筒を用いることとし、入札書を一の中封筒に、積算内訳書及びその他公告等において指定する書類を一の中封筒に入れ封印し、それぞれの中封筒に入札参加者名、入札件名及び封入した書類名を記載した上で郵送用の外封筒に同封し、郵送しなければならない。

3 前項に規定する郵送用の外封筒には、宛名、入札参加者名、入札件名及び封入した書類名を記載しなければならない。

4 入札保証金を必要とする場合は、入札保証金を納付したことを確認できる書類を第2項に規定する郵送用の外封筒に同封しなければならない。

5 郵便入札に係る費用は、入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。

6 入札書の日付は、入札書提出期間内における入札書作成日又は投かん日を記入する。

7 契約権者は、入札書等の到着確認の問合せには応じないものとする。

（入札書の保管等）

第6条 契約権者は、前条の規定による郵便物が到達したときは、開札日時まで契約担当課において厳重に保管するものとする。

2 前項の郵便物は、差替えをすることができないものとする。

（無効の入札書）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札書

(2) 入札保証金を必要とする場合、第5条第4項に規定する書類の同封がされていない入札書

(3) 一の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札書

(4) 入札者の記名押印がない入札書

(5) 入札金額を訂正している入札書

- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札書
 - (7) 第5条に規定する郵送方法によらない入札書
 - (8) 公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札書（第10条の規定により、入札を延期した場合を除く。）
 - (9) 明らかに不正によると認められる入札書
 - (10) その他入札に関する条件に違反してなされた入札書
- （開札の立会）

第8条 入札者又はその代理人は、開札時に立ち会うことができる。

- 2 開札に立ち会う入札者又はその代理人がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名以上が立ち会うこととする。

（開札）

第9条 開札は、公告等に記載した開札日時に行うものとする。

- 2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、あらためて当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、当該入札参加者全員が立会を行っている場合は、その場で、当該立会人がくじを引くこととする。

- 3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の延期、中止又は取消し）

第10条 契約権者は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

（入札結果の通知）

第11条 契約権者は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に連絡するものとする。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。